



資金決済に関する法律第20条第1項に 基づく払戻しのお知らせ 小田原百貨店発行の「商品券」取り扱い終了 のお知らせ

掲載期間 2025年11月1日より2026年1月31日まで

2025年11月1日



小田原百貨店発行の「商品券」 取り扱い終了のお知らせ

(資金決済に関する法律第20条第1項に基づく払戻しのお知らせ)

平素より、小田原百貨店をご利用いただき、誠にありがとうございました。
この度、小田原百貨店発行の商品券(500円券、1,000円券)につきましては、
誠に勝手ながら、2025年10月31日(金)をもって、取り扱いを終了させて
いただきました。長きに渡り、ご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。
スタッフ一同、心より御礼申し上げます。

ご利用をいただいております、「商品券(500円券、1,000円券)」につきましては、
以下のとおり、資金決済に関する法律第20条第1項に基づく払戻しを実施
いたします。

(対象商品券)

○払戻しを行う前払式支払手段の発行者
株式会社小田原百貨店



○払戻しに係る前払式支払手段の種類
商品券(500円券、1,000円券)



○払戻しの申出期間

2025年11月2日(日)9時00分 から
2026年1月31日(土)20時00分 まで

※ 当該払戻し申出期間内に申出をいただけない場合は、
この払戻し手続きから除斥されます。

○払戻しの方法

小田原百貨店サービスカウンター、または郵送にて、
「商品券(500 円券、1,000 円券)」の未使用残高を確認のうえ、
未使用残高を、店頭または振り込みにて払戻しをいたします。

○払戻しの申出方法

- ① 小田原百貨店サービスカウンターに、「商品券(500 円券、1,000 円券)」
をご持参ください。
- ② 「商品券(500 円券、1,000 円券)」の未使用残高を確認し、「商品券
(500 円券、1,000 円券)」と引き換えのうえ、その場で未使用残高の払
戻しをいたします。

※店頭にご持参できない場合

- ① お申し出される方の氏名、住所、連絡先を、下記お問い合わせ先まで、電話
にてご連絡ください。
- ② ご連絡いただきましたら、当社より、返信用封筒と「商品券払戻申請書」を
郵送いたしますので、必要事項(お名前、ご住所、電話番号、口座情報、商
品券の種類・枚数)をご記入のうえ、返信用封筒に、「商品券払戻申請書」
と、未使用の商品券と同封してご返送してください。
- ③ 返送された「商品券払戻申請書」の記載内容と未使用の商品券を確認し、
指定口座へ額面の合計金額をお振込いたします。

※ 返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担いたします。

※ 郵送での申し出は2026 年 1 月 31 日(月)消印までが有効となります。

○払戻しに関する問い合わせ先

株式会社小田原百貨店 事務局
神奈川県小田原市栄町二丁目 7 番 8 号
問い合わせ電話番号 0465-23-2234
(9 時 00 分から 17 時 00 分まで)

小田原百貨店発行の「商品券」 取り扱い終了のお知らせ

<取り扱い終了の商品券>



これらの商品券と、グリーンスタープギフト券は、通常通りご利用いただけます。

